

令和2年度第11回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和3年2月10日（水）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年2月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	土山 秋吉			
委員	4番	徳永 章	5番	中嶋 英徳	6番 石井 裕
	7番	嶋田 正忠	8番	宮本 静子	9番 木山 倫彦
	10番	増岡 美知子			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 坂本 正祐
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局 長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書 記	前田 敦
農業委員会事務局	書 記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
10. 提 出 議 案

報告第14号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第41号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第44号	荒廃農地の非農地判断について
議案第45号	長洲町農業振興地域促進協議会委員の推薦について
	その他

吉田事務局長

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから、令和2年度第11回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

皆さん、改めましておはようございます。

2月の3日が暦の上では立春ということで、もう暦では春になりつつある時期だと思えますが、まだ実際は暦の上ですから、まだまだもう少し先だろうと思えますが、朝晩は冷えますけど、昼はもう春がそこに来ているような感じでございます。皆さんも体調は十分管理していただきたいというふうに思います。

それから、去年から大騒ぎをしておりますコロナウイルス、もうこの頃になりますと少しばかり落ち着き変わりつつありよらかなと思えますけども、私たちのいろいろな会議も全て中止で、会議を開かないようになりました。私たちもこのおかげで忘年会もできなかった、新年会もできなかった、改選があつて顔見知りの会合もできなかったということで本当に申し訳なく思っておりますが、これが終わりましたなら一段落したところで酒でも飲みながらゆっくり話をしたいというふうに思います。もうしばらく春が来るのを待ちまして、それから考えていきたいというふうに思います。

今日は第11回の長洲町農業委員会定例会総会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

吉田事務局長

それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。3番坂本委員より欠席の届出があつております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告をいたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第43号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第44号「荒廃農地の非農地判断について」、議案第45号「長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番徳永委員、5番中嶋委員をお願いいたします。

早速議事に入ります。

吉田事務局長

1 ページです。報告第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

受付番号9番から10番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても議案書に記載のとおり合意解約というふうになっております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ありがとうございます。なければ、報告第14号を終わります。

次に進みます。2 ページです。

議案第41号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

吉田事務局長

それでは、議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の4、5 ページ、受付番号9番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は、腹赤小学校北西側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1、2 ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積5,378㎡、農作業歴50年の経験があり、本人及び親族2人で作業を行っておられます。

申請地の一部は農業用倉庫となっておりますが、野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するということでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動力噴霧機1台、管理機1台、営農トラック1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で1分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、野菜の作付を計画しており、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。

	以上、受付番号9番の説明を終わります。
濱北会長	ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員9番の木山委員にお願いいたします。
木山委員	9番の木山です。先ほど説明がありましたとおり、申請者の贈与による所有権移転ということで問題ないと思います。
	御審議のほどよろしく申し上げます。
濱北会長	ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。
楠田推進委員	楠田です。今、木山委員から報告がありましたように、農業機械などをもう置いてありますが、野菜を栽培されております。多分何の問題もないかと思いますが、よろしく申し上げます。
濱北会長	ありがとうございました。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ありませんか。
	—ありません の声有—
濱北会長	ありがとうございます。なければ、採決をいたします。議案第41号、受付番号9番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。
	—賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第41号、受付番号9番は、原案のとおり決定をいたします。
	次に進みます。6ページです。
	議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
吉田事務局長	それでは、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。
	まず、議案書の8、9ページ、受付番号が22番になります。
	申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲中学校南東側になります。
	許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。
	申請理由につきましては、倉庫及び駐車場建設に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。
	資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。
	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年5月1日より着工予定、令和3年8月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅に付随する倉庫及び駐車場建設によるものであるため、既存宅地面積314.37㎡と申請地面積159㎡を合わせた473.37㎡が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地東側は高低差があるため、コンクリートブロック工事を施工し、南側には境界ブロックを施工するという事です。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事でございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然排水ということでございます。

以上、受付番号22番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員8番の宮本委員にお願いいたします。

宮本委員 宮本です。周りが住宅で何の支障もないかと思われました。審議のほうどうぞよろしくお願ひします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に御意見を伺います。

濱崎推進委員 推進委員の濱崎です。先ほど説明があったとおり、何の問題もないかと思ひます。審議お願ひします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 一ありません の声有一

濱北会長 ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第42号、受付番号22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

濱北会長 一賛成者挙手一

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号、受付番号22番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に進みます。受付番号23番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 それでは、議案書の10、11ページ、受付番号23番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、六栄小学校南東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の5、6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅1棟建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、北側は水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可

となります。また、南側は第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合及び集落に接続している場合は、原則として許可をすることができます。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年5月1日より着工予定、令和3年8月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、建売住宅1棟の建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地南側は高低差があるため、L字型コンクリートブロックを施工することです。平屋建てで境界から離して建築するため、近隣農地への日照、通風、耕作への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は浸透枳から道路側溝へ放流ということをございます。

以上、受付番号23番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の10番増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

10番増岡でございます。下の段のところを続けてということで、もう一つ下のほうのところにはちょっと段差があるため、そういうふうなブロックなどを造るということでありまして、また両隣のほうには住宅がありますので、何ら問題はないかと思ひます。

ご審議のほどお願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺ひます。

城戸推進委員

推進委員の城戸です。先ほど説明がありましたとおり、何の支障もないと思ひます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ありがとうございます。なければ、採決をします。議案第42号、受付番号23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長                    ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号、受付番号23番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長            次に進みます。受付番号24番です。事務局より説明を求めます。

                                  それでは、議案書の12、13ページ、受付番号24番です。

                                  申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、長洲中学校南側になります。

                                  許可基準等について御説明いたします。説明資料の7、8ページを併せて御覧ください。

                                  申請理由につきましては、宅地分譲地（2区画分）建設のため売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

                                  資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

                                  申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年4月1日より着工予定、令和3年12月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

                                  計画面積の妥当性につきましては、宅地分譲地（2区画）建設によるものであるため、各区画が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

                                  転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

                                  周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地東側は下がりへのり面があり、境界はのり面下のため、L字擁壁を施工し、土地を有効利用するというごさいます。1区画の分譲地は面積が広いので、建物は境界からゆとりを持って建築できるということで、日照、通風、耕作等へは影響がないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというごさいます。

                                  その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は自然浸透ということです。

                                  以上、受付番号24番の説明を終わります。

濱北会長                    ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。それでは、補足説明を農業委員の8番宮本委員にまたお願いいたします。

宮本委員                    宮本です。周りは住宅なので、ここも問題ないかと思われま。審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長                    ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員            濱崎です。こちら先ほどの説明のとおりだと思ひます。審議のほうよろしくお願ひします。

濱北会長                    ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より

濱北会長

説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

なければ、採決をします。議案第42号、受付番号24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第42号、受付番号24番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

吉田事務局長

次に進みます。受付番号25番です。事務局より説明をしてください。

それでは、議案書の14、15ページ、受付番号が25番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、月華苑南東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9、10ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可をできることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査結果通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であるため、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、整地を行う程度であり、大規模な造成工事はないけれども、土砂流出のおそれがあるところには、土留めを設置するというところでございます。周辺農地に影響はしませんが、細心の注意を払い、工事を行うというところでございます。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応することです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は道路側溝に放流ということです。

以上、受付番号25番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員をお願いいたします。



中嶋委員	<p>4番の中嶋です。資料のほうを見ますと、右のほうが空いてますけども、今現在はもう家が建っております。説明資料の右側に白い家が建ってますが、これがもう建ってますので、右も左も家という形に現在なっております。</p> <p>それで、手前の道路から入っていきますと、奥のほうに若干林があるんですけども、そちらのほう若干高いということで、土砂流出はしないのかなという形で私は見てきました。それと東側については、30センチぐらいの側溝がありますので、そこから水が流れ、何らその辺りについても問題がないのかなということで思いますので、審議のほうよろしくお願いたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。</p>
中村推進委員	<p>中村です。今、話されたように、別に何の支障もございません。土砂崩れというか、ちょっと竹やぶがあつて、そこがちょっと高くなつてるので、その辺をちょっと土留めするぐらいじゃないかと思ひます。あとは平らになつてますので、別に何の問題もないと思ひます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局、農業委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か御意見等はございますか。</p> <p>どうぞ。</p>
土山委員	<p>2番の土山です。この点線の部分の道路は、これは宅地に入つたか。</p>
木原書記	<p>入ってません。</p>
土山委員	<p>これは別？</p>
木原書記	<p>ここも申請人が買われるんですけど、地目は宅地なので申請には入りません。農地ではないので。</p>
土山委員	<p>はい、分かりました。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、採決をしていいですか。</p> <p>—はい— の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。議案第42号、受付番号25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号、受付番号25番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。受付番号26番です。事務局より説明をしてください。</p>
吉田事務局長	<p>それでは、議案書の16、17ページ、受付番号26番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、一先宮東側になります。なお、既に</p>

申請地に倉庫のほうが建築されております。許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書が添付をされております。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料11、12ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため贈与による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

今回の例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上の業務上必要な施設で集落に設置されるもの、いわゆる集落接続に当たるため、不許可の例外に該当すると思われま。

資力につきましては、金融機関からのローン仮審査通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年3月20日より着工予定、令和3年12月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出を避けるため、流出のおそれがあるところには土留めを設置するというところでございます。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は浄化槽を設置し、道路側溝へ放流、雨水は道路側溝へ放流というところでございます。

以上、受付番号26番の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の5番徳永委員にお願いいたします。

現在は小屋が建っております。恐らく、登記地目が畑、現況地目は宅地ということですが、申請がなされないままに小屋が建っているものと思われま。

ただいま事務局からの説明のように、第1種農地でありますけれども例外が認められるということで、ただ現地は北側に町道、南側に生活道路が通っておりまして、周辺への影響は何らないものと思います。それから、同じ敷地内でお父さんから息子さんへの譲渡ということで、同じ

濱北会長

徳永委員



中嶋委員  
木原書記

ここは212やけね。

はい、200じゃないので。あとはそれを議案で上がってきたときに税が、その一部をもう農業用倉庫を宅地並み課税なのか、ちょっと課税の基準が分からないんですけど、どうするかは分かりません。

中嶋委員

もしもこれが200㎡以下だったら、申請ば出しとけば、土地は畑だけでも建ってましたって。ばってん、次また今度何かするとき、さっき始末書だけと言うばってん、もともと20年ぐらい前に出とったかもしれんですよ。

木原書記  
中嶋委員

だとしても、基本はもう一回申請は出さなければいけない。

出すばってんが、それは宅地に申請するばってんが、始末書もやっばしやんむっちゃいっとかな。出しとったばってんがと言うとばってんが始末書も要るとかな。

木原書記  
中嶋委員

始末書の履歴が残っていれば。20年ってなるとちょっと……。

そがんときは、結局今のような問題で、そのとき出しとったけん、別によかろうだいていう考えもあれば、ばってん、もう残つとらんけんが、やっぱり始末書も出しててなるし。

楠田委員  
木原書記  
楠田委員  
木原書記

その間の今までの何十年かって、ここを建ててから。

これがいつ建ったかは分かりませんけどね。

その間の経緯というか。

そこまでは分かりません。単純に家が狭いけん、倉庫を建てらしたのかもしれんし。

中嶋委員  
木原書記

駐車場よね、どがみてもね。

車庫かもしれないし、農家で農業用の倉庫かもしれないし、ただその経緯までは分かりません。

徳永委員  
木原書記

こがんとも、調べてみたらあちこちあるでしょ。

あると思います。

吉田事務局長  
徳永委員

厳密な話をすると、毎年やっている現況調査等の中で……。

ただ、上がってこんと分かんだけなんです。

吉田事務局長

そうです。やっば見つけて、それが言わんと分かんし、よく出てくる、境界上、宅地と農地の間に入ってたちゅうのは、なかなか見た目だけじゃ分かん部分もあるじゃないですか。だけん、家ば建てるってなったときに、初めて本人さんたちもそがんなとったつかというとも出たりするけんですね。悪質な場合は確かに増岡委員が言われたとおり、ちょっと指導ば一回せなんとかなと思うんですけど、なかなかちょっと場合によっては分かんとかあつとかなとは思いますが。

木原書記

特に代が代われれば、そこは昔から小屋ば建とったけん、宅地と思つとったと言われたら、もうこっちも調べようがないんです。

増岡委員

すみません、それに付随ですけど、農地パトロールというのをしてて、推進委員さんが関わるようになってから、とても楽になったんですけど、私は以前宮野だから驚巢とか、あっちのほうをずっとしてたんですよ。

吉田事務局長

そのときに自分の向野のほうもしてたんですけれども、そういうときにやはり宅地のところ、ずっとここは毎年どうだろう、ここはどうだろうと行けば、必ず小屋が建つとったりとかいうのは分かるはずなんですよ。担当が違うからちょっと分かりませんがね。明らかに荒れているところをメインにするから、細部まではなかなか農業委員としてはそこまでチェックできなかったという理由もありますけれども、やはりそういうところのこういう事例はたくさんあるだろうと思いますけど、そこら辺りが難しいですね、いつのことかというのが。

なかなか全てをしらみ潰しはできないと思います。もし皆さんが見つけた際は上げていただいて、本人さんにちょっと転用するのか戻すのかというのを含めて、指導は農業委員会の役割でも確かにあるので、その際にはまた事務局にも連絡していただければ。なかなかどうしても申請のときに分かってくるというのが多いので、ちょっとこういった形になるんですけど、よろしくお願ひします。

徳永委員  
木原書記  
徳永委員

よかですか。

どうぞ。

この条件ですけど、万が一周辺に影響……、結局土手になつとつとすたいね、あの道から。そこが2 mから2 m50ぐらいあつて、今は何もしてない、ただ土のまま、去年の雨が多かつたときは崩れてビニールがしてあつたです。だけど、そがんなつとつとちょっと下の道に行く場合は、そがんとは条件につけんわけですか。

木原書記

基本的にはそこが民地であればもう民地で、土砂崩れとかの応急対応は町、例えば町道敷に流れたりすれば対応はしますけど、基本的にビニールがずっと張つてあつたように結局民地なので、自分で対応してもらうしかないんで、雨で土砂崩れが起きたけんといつて対応、町が直すとかつていうのはないです。

徳永委員  
中嶋委員  
木原書記  
吉田事務局長

そがんとば、結局崩れんごとしてくれといふことはできんわけやろ。

町からするの、その地主さんがするの。

基本民地であれば、地主です。

農地転用の条件にはならんといふことです。農地を転用するための条件は、だけん、家ば建つて今後支障ば与えんでくれといふのは別のことになつてくるけんが、それは当然の義務ではあるんですけど、それを条件に農地ば宅地にするのは条件ですよといふことはされないといふことです。

木原書記

この条件は基本的に営農に関しての条件だけを見るんですよ。だけん、周辺の営農に、例えばすごい高層ビルが建つけん、影うつとか、これを逆にすごいり面の下、棚田みたいなところとかに家を建てるけんが、土砂崩れを起したときとか、そういう条件を見るので、生活用道路とか町道とかに対して見るものではないんですよ、この条件といふのは。

吉田事務局長

口頭でだけん、そがんならんようにしてくださいねぐらいは言えるの

かなということです。

濱北会長 いいですか。ほかにありませんか。

—ありません の声有—

濱北会長 なければ、採決をしていいですか。

—はい の声有—

濱北会長 ありがとうございます。議案第42号、受付番号26番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号、受付番号26番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。18ページです。

議案第43号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長 それでは、議案第43号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。

20ページが今回の借手の一覧で、耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては、21ページ、賃借権3件、8筆、8,560㎡。22ページ、使用貸借権2件、3筆、3,209㎡。

23ページから所有権移転になります。

詳細につきましては、24ページ、1件、2筆、2,446㎡となっております。

以上、議案第43号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長 なければ、採決をします。議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第43号、原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。25ページです。

議案第44号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長 議案第44号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。対象地は1件、1筆、274㎡です。今回の対象地については、事

濱北会長

中嶋委員  
濱北会長  
中嶋委員  
木原書記  
中嶋委員

木原書記  
中嶋委員

木原書記  
中嶋委員

木原書記  
中嶋委員  
木原書記  
中嶋委員  
木原書記

中嶋委員  
木原書記  
中嶋委員  
木原書記  
中嶋委員  
濱北会長

前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地になります。現況は既に山林化しており、農地への復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

なお、参考資料13ページ、14ページに、位置図、航空写真を載せておりますので御確認ください。

以上、議案第44号の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ちょっと、よかですか。

どうぞ。

この辺からずっと線路沿いは荒れとっと、今、この辺で。

結構、荒れてます。

ここがたい、結局線路からの水の下さん落ちてくるけん、じゅるかっちなかったら。だけんが、機械が結局入らんとやなかったら。前は多分 かききよらしたるばってんが、ずっとあそこの赤崎の公園の裏からずっと向かいの踏切のところまでずっと荒れとっけん。

線路際は結構竹やぶが多くなってしまってます。

だけん、大野下駅の手前がですよ、線路の水のそうな下さん流れてくったいな、あそこはな。だけんが、そうなじゅるかっじゃなかだろうかになって思うとたいな。

あとはここは南側に太陽光ができて行けなくなっちゃいました。

大辻のあそこかな。ああ、そうたいそうたい、俺が作りよっとこの横たい。

折地のこの踏切から見えるでしょ。

あそこからこう行かれよったっかな、段差んそおんあるばいあそこは。太陽光のところは更地です。

あそこから行きよらしたっじゃろか。

あれですよ、池上アパートから下って、折地の踏切がありますよね、向野の。腹栄中からつながるとる折地に行く道、あのお寺さんのあるとこ、ちょっと手前に左に曲がる細か道がありますよね、その太陽光の奥です。だけん、もう太陽光で、太陽光は今フェンスをしなきゃいけなくなったので、なおさら行けなくなりました。

これ、こっち左側から線路の際からずっと行けばよかる。

線路の際からは少しだんだんができて行けないです。道はないです。

結局 行かれんところはもう駄目だね。

はい。

昔んごと耕運機ですかす人はおらんもんね。

ほかに質問はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

ないようですので、採決をしていいですか。

—はい の声有—

濱北会長

議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。26ページです。本日の最後です。

議案第45号「長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、議案第45号、長洲町農業振興地域整備促進協議会条例第3条第2項第1号の規定に基づき、農業委員会へ推薦依頼がありましたので、農業委員会より協議会委員2名を推薦する必要があります。

長洲町農業振興地域整備促進協議会は、町長の諮問に応じ、農業振興地域整備計画の策定及び変更、整備計画に基づく事業の実施に関することなど、農業振興地域の整備に関することについて調査及び審議を行います。

農業振興地域について、簡単ではありますが、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、農業振興地域とは、都道府県が農業振興地域整備基本方針に基づき、一体として農業の振興を図ることが相当な地域で、一定の要件を備えるものを市町村と協議の上、農業振興地域として設定します。

長洲町では、都市計画法による用途地域以外の地域全てが農業振興地域に指定されております。農業振興地域内において、市町村は今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべきとし、農業外の土地利用の規制がされる区域として農用地区域を設定します。これが俗に言う青地と言われる土地です。そのため、農業を行うための土地転用ができないといった規制が強くなるということでございます。

長洲町農業振興地域整備促進協議会は、さきに説明しましたとおり、農業振興地域整備計画の策定や変更、農用地区域の編入・除外などを審議することとなり、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の代表と学識経験を有する人で構成をされております。

今回長洲町より協議会委員の推薦依頼がありましたので、2名の推薦をする必要がございます。皆さんのほうで御審議をいただき、推薦者の選出をお願いするものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、説明がございました。この件について何か意見、質問、それから推薦者等、候補者はございますでしょうか。

吉田事務局長

一応、これは今までもあったところで、農業委員会から4人出ていただいています。今回その2名の方が農業委員会の選任に基づいて、具体



的に言うと、島川さんと松野智子さんのほうが農業委員会から出られましたので、要は補欠的にその2名を推薦いただく必要があるということでございます。

この会議自体が年に1回あるかないかの会議でございます。なぜかという青地を除外するという案件、なかなか転用したいというところも出てきませんし、長洲町においてはあんまりその会議としてはないというところで、年1回、内容の確認程度で開催する会議でございます。もともと頻度がない会議ではございますが、農業上、重要な計画の位置づけになっておりますので、農業委員会から一定数を出してくれという構成となっております。そういった今回2名の欠員が出ましたので、残り2名の方を出してほしいという依頼が来ているということでございます。

木原書記

一つ補足ですみません。農業委員会から今出ているのが4名のうち、退任されたのが2名、島川さん、松野さんですけど、残り2名は会長と中嶋さんです。なので、まずこの2人は選任できません。それと併せて、徳永さんのほうが農協からの理事ということで、農協から推薦が上がっております。なので、会長、徳永さん、中嶋さんのほうは推薦することができませんので、よろしくお願ひします。

吉田事務局長  
木原書記

既に委員となっておりますので。

局長から説明がありましたように、今欠員が出て、2名の残任期間中ですので、一応任期は令和4年の2月28日まで約1年になります。また恐らく1年後、またこういう形で皆さんから決めていただかなければならないかなというのはあるかと思ひますが、今回決めていただく2名については、任期はあと約1年、令和4年の2月28日までになります。

濱北会長

誰かいらっしゃいませんか。なければ、私から推薦していいですか。

—はい の声有—

濱北会長

そしたら、2番の土山委員、それから8番の宮本委員にお願いをしたいんですが、どうでしょうか。

—異議なし の声有—

濱北会長

ありがとうございます。決定いたします。議案第45号について、2番の土山委員と8番の宮本委員を推薦することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第45号は、土山委員、宮本委員を推薦いたします。ありがとうございます。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、今日の件で意見、質問等は何かございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから。

(その他事務局説明)

- 1 3月の定例総会の日程について
- 2 人・農地プランの実質化に向けた区域策定に係る意見交換会について
- 3 農地利用状況調査結果に伴う情報共有会議について

濱北会長

吉田事務局長

話が終わりましたので、これもちまして令和2年度第11回長洲町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

起立。礼。

閉会（終了 午前11時05分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印